

## 北海道福祉のまちづくりワーキンググループ設置要領

### (目的)

第1条 北海道福祉のまちづくり推進連絡協議会設置要綱第5条の第1項の規定による北海道福祉のまちづくりワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事項)

第2条 ワーキンググループは、北海道福祉のまちづくりの推進に当り、関係機関の連携、協働のもとに、当面の課題のうち、専門的な知識等による検討が必要なものについて協議する。

### (構成員)

第3条 各ワーキンググループは、北海道福祉のまちづくり推進連絡協議会の構成団体に係る実務担当者のほか、学識経験者及びその他必要と認められる者を加えることができる。

### (座長)

第4条 各ワーキンググループに、座長を置く。

2 座長は、構成員が互選した者をもって充てる。

3 座長は、当該ワーキンググループを代表し、会務を総理する。

### (会議)

第5条 ワーキンググループは、必要の都度、座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 ワーキンググループにおける協議等の内容については、幹事会において報告し、承認を得ることとする。

### (庶務)

第6条 ワーキンググループの庶務は、保健福祉部福祉局地域福祉課において処理する。

### (座長への委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は、座長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成15年9月12日から施行する。

この要領は、平成18年5月19日から施行する。

この要領は、令和4年（2022年）4月11日から一部改正し施行する。